

令和3年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和4年3月10日(木) 金沢市役所 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 幸史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)		
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和3年4月1日から令和4年1月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和3年4月1日から令和3年12月31日) 3 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>金沢城北市民運動公園(Cゾーン)基盤整備工事</li> <li>令和3年度 浅野ポンプ場汚水ポンプ電気設備更新工事</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>3災6号道路災害復旧工事</li> </ul>
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>森本大橋架替に伴う配水管及び下水道管移設工事実施設計業務委託</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>高坂・松根線スノーシェッド補修設計業務委託</li> </ul>
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和3年度第3四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

今後とも、国や県の動向を注視し、制度の検証を続けるとともに適時・適切に対応してほしい。

現在、建設業では、将来の担い手確保に向けた働き方改革の推進が喫緊の課題であることから、本市の入札契約制度の中でこれらを後押しする取組を積極的に進めて欲しい。

令和4年4月から試行導入する変動型の最低制限価格制度について、適宜検証を進め、本委員においても中身について検証し、本格導入に向けて審議をしてほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p><b>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</b></p> <p>○ 週休2日モデル工事の対象拡大について、営繕工事では現行が5件であるのに対し、次年度から100件と、かなりの増加を見込んでいるが、この理由は。</p> <p>○ 委託業務に係る落札率分布について、毎年78～80%と94～96%の2つの落札率帯に集中して分布している理由は。</p>	<p>・ 令和6年度から、災害復旧工事を除く全ての工事が週休2日工事の対象となるため、段階的に対象工事を増やしていく必要がある。令和4年度については、全体発注件数の約5割を目標として設定したものである。</p> <p>・ 業務内容や業務規模に応じて、事業者における受注意欲の差が表れた結果であると考えている。</p>
<p><b>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</b></p> <p><b>金沢城北市民運動公園（Cゾーン）基盤整備工事</b></p> <p>○ 最低制限価格付近での失格者が多く、激しい競争が行われていると同時に、辞退者も7者も多いが、入札行動が二極化する要因として、どのようなことが考えられるか。</p> <p>○ このようなケースで、令和4年度から試行導入される変動型の最低制限価格制度が適用された場合、どのような影響が出ると考えられるか。</p> <p><b>令和3年度 浅野ポンプ場汚水ポンプ電気設備更新工事</b></p> <p>○ 本工事の入札にあたっては営業所要件の設定がなく、市外事業者が参加可能な案件であったにもかかわらず、参加がなかった。市内事業者1者のみの参加という結果に至った特殊な要因があるのか。</p> <p><b>3 災6号道路災害復旧工事</b></p> <p>○ 応札者した12者のうち、落札した1者のみが最低制限価格と同額で応札し、その他の多くの事業者は予定価格付近で応札しているが、この理由として考えられることは。</p> <p><b>森本大橋架替に伴う配水管及び下水道管移設工事実施設計業務委託</b></p> <p>○ 本件も、落札者及其他応札者とで応札額が二極化している事例だが、この原因は。</p> <p><b>高坂・松根線スノーシェッド補修設計業務委託</b></p> <p>○ 落札率が93.9%で、この種の案件では比較的高いと思うが、この理由は。また、本業務では10者を指名しているが、指名競争入札における指名基準について、確認させてほしい。</p>	<p>・ 今回の工事場所は市街化調整区域であり、住宅地が近接していないこと、供用前の公園内工事であり、交通規制や時間的制約が少ないこと、基盤整備であり、工種が少ないなどから、施工性がよく、比較的難易度が低い工事であることが、激しい競争結果につながったと考えている。 辞退者に関しては、手持ち工事や配置可能な技術者の数などが影響したものと推察している。</p> <p>・ ランダム係数が上下各0.1%の範囲で変動するため、上限となった場合には、今回のケースでの落札者は最低制限価格未満で失格となり、下限となった場合には、今回失格となった事業者が落札者となるなど、結果が変わることとなる。また、応札者が少ない案件では、参加者全員が最低制限価格未満で失格になるなど、不調案件が発生する可能性も考えられる。 いずれにしても、新制度導入後の入札結果を分析し、制度の検証を実施していきたい。</p> <p>・ 本工事は、下水処理を止めずに既設の設備を運用しながら機器を更新するものであり、高い技術が求められ、施工可能な事業者に限られる。また、下水道施設の老朽化が進む中、全国的に設備の更新が行われており、既に多くの工事を抱えている状況や技術者不足などが影響し、他に積極的な参加がなかったものと推察している。</p> <p>本工事は災害復旧工事であり、その性質上、施工の優先順位が高くなることから、事業者においては手持ち工事との調整が必要となる上、工事箇所は農耕車の通行が多く、道路幅員も狭いことから、地元調整に時間を要するなどの施工条件が悪いことが影響し、多くの事業者が高い応札に至ったものと考えられる。一方で、手持ち工事との兼ね合いから、落札者においては受注意欲が高かったものと推察している。</p> <p>・ 落札者においては、本工事の原因工事の一部である石川県発注の森本大橋架替工事の設計者であり、現地を熟知していることから、現地調査に日数をかけずに業務遂行が可能であることなどが影響し、今回の結果に至ったと推察している。</p> <p>・ 落札率については、事業者において、業務内容や対象業務の場所、手持ちの業務の状況など、様々な要因を総合的に勘案した結果が表れているものと推察している。 指名基準については、「役務等に係る契約事務取扱要領」に基づき、指名を実施している。今回は予定金額が500万円を超え、指名者数が概ね10者と規定されているため、10者を指名したものである。</p>